

1. これまでの取組

先の大戦においては、約3,000隻の艦船が沈没した。また、約30万柱の遺骨が海底に眠っている。
沈没した艦船の遺骨収集には、技術面・安全面の制約があるが、例えば、観光ダイバー等の目に触れるなど、遺骨の尊厳が損なわれている場合は、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしている。

2. 戦没者遺骨収集推進戦略を踏まえた対応

「戦没者遺骨収集推進戦略」(令和元年12月17日「戦没者の遺骨収集の推進に関する関係省庁連絡会議」決定)において、「沈没した艦船の遺骨については、基本的な考え方の再確認や、技術面・安全面等の意見交換を行うため、有識者及び関係省庁等による会合を開催し、令和2年夏までに今後の取組の考え方を整理する」とされたことを踏まえ、これまでの基本的な考え方の再確認を行うとともに、今後の取組の基本的な考え方をとりまとめた。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、個別に少人数でのヒアリングを実施した。

3. 関係者等の意見

- 技術面・安全面について
 - ・ 空気潜水で潜水できるのは水深40mまでであり、水深40m以深の潜水作業の場合、国際的基準に従った飽和潜水(※)による潜水が最も安全。
 - ※ 潜水病(減圧症)を防ぐため、あらかじめ体内にヘリウムなどの不活性ガスを飽和状態になるまで吸収させ、長時間安全に潜水できるようにする手法。
- 潜水関係者の活動する深度や環境について
 - ・ 一般的には、水深30～40mまで。基本的に沈没艦船の内部等頭上の閉鎖された空間は危険なので潜ることはなく、遺骨を目にすることはあまりないと思われる。
 - ・ 主な活動エリアは、中部太平洋地域(チューク(トラック)、パラオ、ラバウル、ソロモン等)。
- 遺骨情報の収集について
 - ・ 沈没艦船や遺骨の情報収集にあたっては、現地ガイドの情報網を活用すべきではないか。中には、日本の遺骨収集事業の存在を知らない人もいるので、遺骨を見かけた場合には連絡してもらうなど、周知・依頼することが考えられる。
- 遺族等関係者の意見
 - ・ 海が墓場という考え方がある一方で、やはり観光ダイバーなどの目に遺骨が晒される場合には遺骨収集を進めて欲しい。

4. 今後の取組の基本的な考え方

沈没した艦船の遺骨収集に関する技術面・安全面の最新の状況等について関係者のヒアリングを行ったが、沈没した艦船の遺骨収集には技術面・安全面の制約があることから、これまでどおり、遺骨の尊厳が損なわれている場合に技術面・安全面の検討を行った上で可能な場合に収容を実施することとする。

一方、新たな取組として、今後は、遺骨を目にする可能性のある事業者との連携を進め、積極的に情報収集を行う。(在外公館の協力も得て、関係事業者に情報提供を依頼する。特に潜水関係者へは、現地政府を通じて、もしくは収集派遣等の際に、遺骨収集事業の周知、情報提供の呼びかけを行う。情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施する。)

沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方

令和 2 年 8 月
厚生労働省社会・援護局

1. これまでの取組

先の大戦においては、約 3,000 隻の艦船が沈没した。また、約 30 万柱の遺骨が海底に眠っている。

沈没した艦船内の遺骨については、収容が困難であることや、海は海で亡くなった戦没者の安眠の場所であるとの考え方もあることから、原則として収容を行っておらず、観光ダイバー等の目に触れて、遺骨の尊厳が損なわれている場合に、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしている。

この基本的な考え方に基づき、これまでに、トラック諸島、フィリピン等の海域において約 670 柱の遺骨を収容した。

2. 戦没者遺骨収集推進戦略を踏まえた対応

今般、「戦没者遺骨収集推進戦略」（令和元年 12 月 17 日戦没者の遺骨収集の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、「沈没した艦船の遺骨については、基本的な考え方の再確認や、技術面・安全面等の意見交換を行うため、有識者及び関係省庁等による会合を開催し、令和 2 年夏までに今後の取組の考え方を整理する」とされたことを踏まえ、これまでの基本的な考え方の再確認を行うとともに、今後の取組の基本的な考え方をとりまとめた。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、個別に少人数でのヒアリングを実施した。

本とりまとめにあたり、まずは、沈没した艦船における遺骨収集に際して安全面・技術面の制約がどの程度あるかについて検討を行うため、潜水技術に知見を有する関係事業者 2 者にヒアリングを行った。

一方で、遺骨が人目に触れ、尊厳が損なわれるのは、主にダイバー等の活動によるものであることから、その活動範囲（深度や環境）についてダイビング・潜水業務関係事業者 2 者にヒアリングを行った。

そして、日本遺族会等の関係団体から、沈没した艦船の戦没者遺骨収集の実施について意見を伺った。

3. 関係者等の意見

上記の個別のヒアリング結果について、以下のとおり論点ごとに整理した。

○ 技術面・安全面について

- ・ 空気潜水で潜水できるのは水深 40m までであり、それ以深は混合ガスを

用いた潜水¹または、飽和潜水²の技術が必要。

- ・ 潜水作業は国際的基準に従い、送気式潜水設備で実施。
- ・ 水深 40m 以深の場合、混合ガスによる短時間潜水（バウンス潜水）を繰り返すことも可能だが、減圧症のリスクがあるため、飽和潜水による潜水が最も安全。
- ・ 船骸の下に遺骨があり、大型の起重機船を使用し船骸を取り除く必要がある場合や、危険物（爆発物や有毒物等）が障害となり接近できないエリアに遺骨がある場合等、遺骨を収容することが難しいケースも存在する。

○ ダイバー等関係者の活動する深度や環境について

- ・ 一般のレクリエーションダイビングは、水深 30～40mまで。基本的に沈没艦船の内部等頭上の閉鎖された空間は危険なので潜ることはなく、遺骨を目にすることはあまりないと思われる。（※高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）では、空気潜水による潜水深度の上限は、水深 40mまでとされている。）
- ・ テクニカルダイビング（タンクの複数本装備、専用の呼吸器の使用等）は、水深 50～60m程度であり、沈没艦船の内部等頭上の閉鎖された空間に潜ることもある。
- ・ 遺骨が発見されるような状況は多くないが、堆積物等で、遺骨が見えないというケースはあると思われる。
- ・ ダイビングの際は、基本的に現地のガイドと一緒に潜るので、潜る場所は大体ガイドが慣れているところであり、決まった場所になってくる。
- ・ 観光ダイバーの主な活動エリアは、チューク（トラック）、パラオ、ラバウル、ソロモン。

○ 遺骨情報の収集について

- ・ 沈没艦船や遺骨の情報収集にあたっては、現地ガイドの情報網を活用すべきではないか。
中には、日本の遺骨収集事業の存在を知らない人もいるので、遺骨を見かけた場合には連絡してもらおうなど、一定の対処方針を決めておいて、周知・依頼することが考えられる。
- ・ 潜水業務を実施する中で沈没艦船の遺骨情報を入手することがあり、この情報は厚生労働省へも伝えたい。例えば、チューク（トラック）では、沈没艦船が約 50 隻あり、そのうちのいくつかについて調査を実施してい

¹ 水深 40m を超えると、空気潜水では「窒素酔い」等のリスクがあるため、窒素などの代わりに圧力が增大しても身体へ影響を及ぼさないヘリウムを主体とした酸素との混合ガスを用いる。

² 潜水した人が急速に大気圧の場所に出たときにおこる潜水病（減圧症）を防ぐため、あらかじめ体内にヘリウムなどの不活性ガスを飽和状態になるまで吸収させることで、水深 100m 以深でも安全に潜水できるようにする手法。

る。

○ 遺族等関係者の意見

- ・ 海が墓場という考え方がある一方で、やはり観光ダイバーの目に遺骨が晒される場合には遺骨収集を進めて欲しい。
特に、遺骨の画像が SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）に掲載されるような近年の状況は、遺族の気持ちを考えるとつらいものがある。

4. 今後の取組の基本的な考え方

上記ヒアリング等から、観光ダイバー等の活動範囲は従前と同様水深 40m までのエリアであるが、観光ダイビングスポット自体は増加傾向にあること、テクニカルダイバーの活動範囲は、技術の進歩に応じて拡大していることが確認された。

これまでどおり、観光ダイバー等の目に触れて、遺骨の尊厳が損なわれている場合に、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとするが、現状では、遺骨が容易に人目に触れ尊厳が損なわれている状況にあるという情報は少なくなっており、また、今回のヒアリングにおいても具体的な情報は確認されていない。

しかしながら、前述のとおり、観光ダイビングスポットの増加やテクニカルダイバーによる海中での業務の広がりが進む中で、SNS の普及等も踏まえ、新たな情報に迅速に対応する必要があるため、今後は、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的に情報収集を行うこととする。

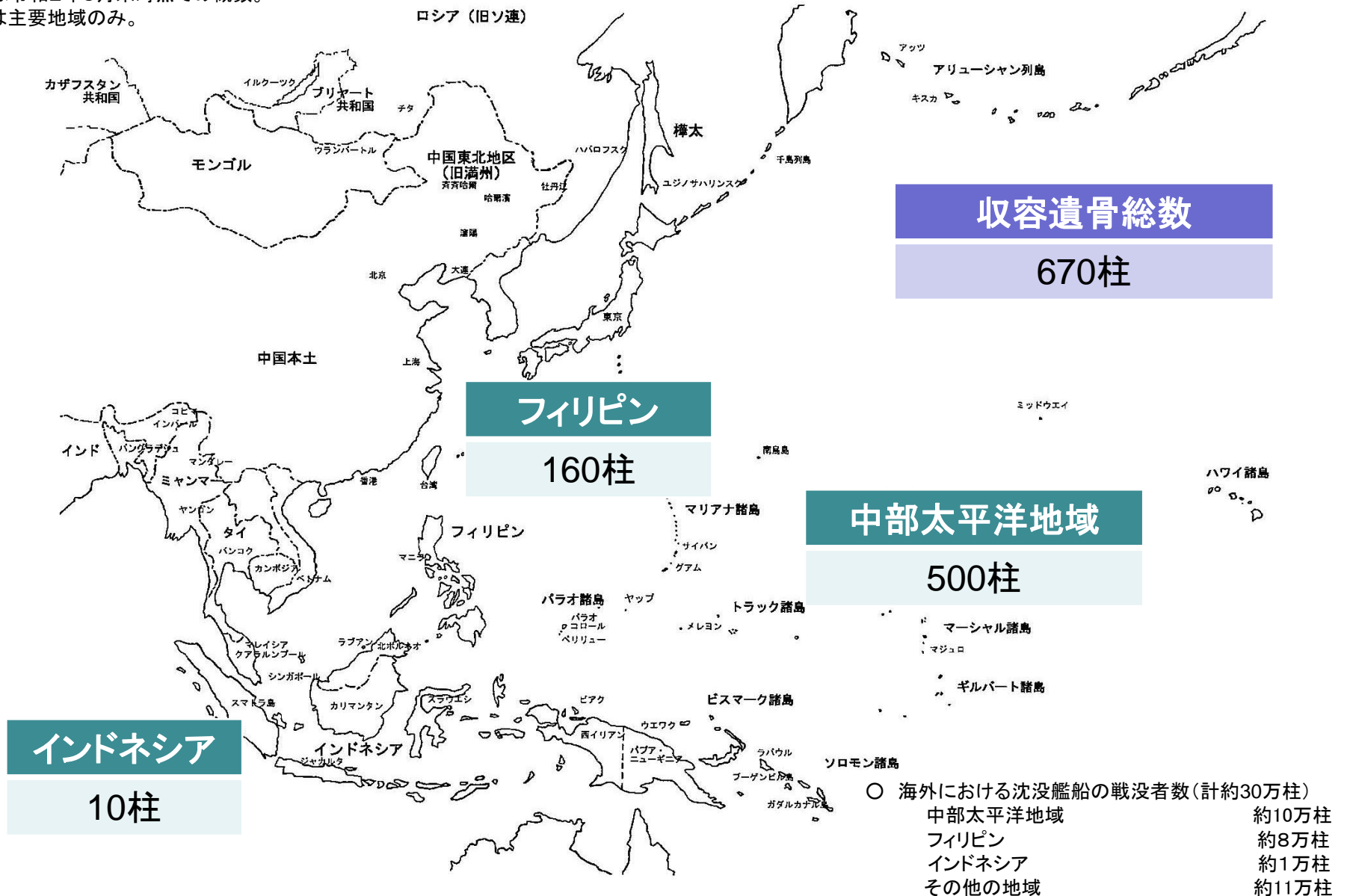
具体的には、在外公館の協力も得て、関係事業者に情報提供を依頼する。また、特にダイバー等関係者へは、現地政府を通じて、もしくは、厚生労働省等の該当地域への収集派遣等の機会を捉え、適宜遺骨収集事業の周知、情報提供の呼びかけを行う。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとする。

政府による海外での沈没艦船からの遺骨の収容状況

参考資料1

※ 柱数は令和2年3月末時点での概数。
記載は主要地域のみ。



戦没者遺骨収集推進戦略

令和元年 12 月 17 日

戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議決定

【本戦略の趣旨】

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 12 号。以下「戦没者遺骨収集推進法」という。)において、平成 28 年度から令和6年度までの9年間で、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」と定められている。
令和2年度は、集中実施期間の中間年にあたり、残る集中実施期間は令和2年度から令和6年度までの5年間である。
- 戦没者遺骨収集推進法における戦没者約 240 万人のうち、収容済みの遺骨は約 128 万柱である。
- 未収容遺骨約 112 万柱のうち、約 30 万柱が沈没した艦船の遺骨、約 23 万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にあり、これらを除くと約 59 万柱となる。
- 一方、平成 21 年度以降、集中実施期間内の平成 28、29 年度にかけて、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等における資料調査(以下「海外資料調査」という。)を実施し、徹底的に情報収集を行うとともに、情報を分析し、戦没者の埋葬地点を推定してきた。
- 令和6年度までの集中実施期間において、鑑定体制の充実と併せ、これまでに得られた情報を最大限活用しつつ、現時点で情報のない遺骨等も含め、未収容遺骨について、国の責務として、可能な限りの取組を実施する。

【具体的内容】

- 具体的には、未収容の遺骨について、(1) 南方等戦闘地域の遺骨、(2) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨、(3) 情報のない未収容の遺骨、(4) 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨、(5) 沈没した艦船の遺骨の区分ごとに以下の方針で取り組む。また、厚生労働省は、本戦略に基づき、各年度の実施計画を定めるものとする。

(1) 南方等戦闘地域の遺骨

- ・ 南方等戦闘地域については、調査を要する埋葬地点の現地調査を速やかに実施し、その調査の結果を踏まえ、令和6年度までに遺骨収集を集中的に行う必要がある。

所属集団の特定のためのDNA鑑定に要する時間等を踏まえ、現地調査を令和2年度から令和4年度までに実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施する。
- ・ 現地調査の対象は、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点（海外資料調査により推定した埋葬地1,695地点と戦友等から提供された情報に基づく1,455地点（平成31年3月末現在））であり、これらの地点の現地調査及びこれを踏まえた遺骨収集が確実に進められるよう、遺骨鑑定の専門家を含めた必要な人員体制を確保する。
- ・ 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、各地域の課題を整理し、厚生労働省及び外務省が協力して計画的に進める。

(2) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

- ・ 場所及び名簿の情報がある62埋葬地（旧ソ連61埋葬地、モンゴル1埋葬地（平成31年3月末現在））については、令和3年度までに全て現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施する。
- ・ 名簿はあるが場所が不明な埋葬地（全て旧ソ連の94埋葬地（平成31年3月末現在））については、ロシア連邦政府等から情報を取得できるよう、厚生労働省及び外務省が協力し、様々な機会を通じて進める。

(3) 情報のない未収容の遺骨

- ・ 今次の大戦の交戦国が保有する情報のうち、機密指定されているため取得できていない情報を取得できるよう、機密指定解除に向けた働きかけを厚生労働省及び外務省が協力して進める。
- ・ 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、厚生労働省及び外務省が協力し、様々な機会を通じて進める。
- ・ 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、厚生労働省は、外務省の協力を得て、現地調査員の適任者の確保に努める。

- ・ なお、硫黄島については、内閣総理大臣補佐官を議長とした「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において毎年度決定する実施計画等に基づき、厚生労働省及び防衛省等関係省庁が協力して進める。
- (4) 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨
- ・ 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、厚生労働省及び外務省が協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。
- (5) 沈没した艦船の遺骨
- ・ 沈没した艦船の遺骨については、基本的な考え方の再確認や、技術面・安全面等の意見交換を行うため、有識者及び関係省庁等による会合を開催し、令和2年夏までに今後の取組の考え方を整理する。
- 戦没者遺骨の鑑定については、令和元年度内を目途に、鑑定体制の強化、鑑定の迅速化について「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設置された「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」により有識者会議へ報告が行われる。同報告を踏まえ、具体的な鑑定体制の強化、鑑定の迅速化を図る。
- 本戦略の下、取組を進めるにあたっては、適宜事業の進捗状況を把握するとともに、相手国との協議状況や技術の進歩等に応じて、事業の進め方を適切に見直していく。

令和2年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和2年3月
厚生労働省

「戦没者遺骨収集推進戦略」に基づき、令和2年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ミャンマー5班、マリアナ諸島8班、パラオ諸島4班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア8班、ビスマーク・ソロモン諸島6班、インド2班、フィリピン13班、インドネシア3班、その他地域8班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。
- 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程	
ミャンマー	チン州、ザガイン地域、シャン州、カレン州、カヤー州、マグウェイ地域、マンガレー地域、モン州、バゴー地域等	5月中旬	～ 6月上旬
		10月中旬	～ 10月下旬
		11月上旬	～ 11月下旬
		12月上旬	～ 12月中旬
		3月上旬	～ 3月中旬
マリアナ諸島	サイパン島、テナアン島、グアム島、パガン島	6月下旬	～ 7月上旬
		7月中旬	～ 7月下旬
		8月中旬	～ 8月下旬
		9月上旬	～ 9月下旬
		10月下旬	～ 11月上旬
		1月下旬	～ 2月上旬
		2月上旬	～ 2月下旬
パラオ諸島	ペリリュー島、アングアウル島、コロール州等	5月下旬	～ 6月上旬
		7月下旬	～ 8月中旬
		9月中旬	～ 9月下旬
		2月下旬	～ 3月中旬

トラック諸島	沈没艦船	9月頃	
マーシャル諸島	クエゼリン環礁、ミレ環礁、マジェロ環礁等	8月頃	
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州等	5月下旬	～ 6月中旬
		6月下旬	～ 7月中旬
		7月下旬	～ 8月上旬
		8月下旬	～ 9月中旬
		9月下旬	～ 10月上旬
		10月下旬	～ 11月上旬
		11月上旬	～ 11月下旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島等	5月下旬	～ 6月上旬
	ブーゲンビル島タロキナ、ブイン、シワイ等	7月上旬	～ 7月下旬
	ニューブリテン島西ニューブリテン州等	8月中旬	～ 9月上旬
	ガダルカナル島等	10月中旬	～ 11月上旬
	ピエズ島、マサマサ島等	11月中旬	～ 12月上旬
	ブーゲンビル島シワイ、ニューブリテン島等	1月中旬	～ 2月中旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	9月上旬	～ 9月下旬
		11月中旬	～ 11月下旬
フィリピン	ルソン島リサール州、タルラック州、バターン州、ヌエバエシハ州、パンガシナン州、ヌエバビスカヤ州、ベンゲット州、ラウニオン州、パンパンガ州、セブ島、ネグロス島、パ	8月上旬	～ 8月中旬
		9月上旬	～ 9月中旬
		9月上旬	～ 9月中旬
		10月上旬	～ 10月中旬
		10月上旬	～ 10月中旬
		11月上旬	～ 11月中旬
		12月上旬	～ 12月中旬
		12月上旬	～ 12月中旬
		1月中旬	～ 1月下旬

	ナイ島、ギマラス島、 レイテ島	1月中旬 ~ 1月下旬
		2月中旬 ~ 2月下旬
		2月中旬 ~ 2月下旬
		3月上旬 ~ 3月中旬
インドネシア	パプア州・ビアク島	11月上旬 ~ 11月中旬
	西パプア州・マノク ワリ・ヤカチ	1月中旬 ~ 1月下旬
	パプア州・ジャヤプ ラ市	3月上旬 ~ 3月中旬
その他	バヌアツ、オースト ラリア、北ボルネオ、 モンゴル、鹿児島県 西之表市喜志鹿崎、 ミクロネシア連邦、 ギルバート諸島	5月下旬 ~ 3月頃

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、インド1班、フィリピン2班、インドネシア2班、その他地域5班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガイン地域、チン州、シャン州等	2月頃
マリアナ諸島	サイパン島、テナアン島等	11月頃
パラオ諸島	ペリリュウ島、アングウル島	11月下旬 ~ 12月中旬
トラック諸島	沈没艦船	10月頃
マーシャル諸島	ウォッセ環礁	6月頃
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州等	2月頃
ビスマーク・ソロモン諸島	ソロモン諸島（ガダルカナル島）	10月頃
	ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島等）	2月下旬 ~ 3月中旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	3月頃
フィリピン	ルソン島等	11月頃
		3月頃
インドネシア	パプア州・スピオリ島	7月頃
		9月頃
その他	ギルバート諸島、モ	6月末頃 ~ 12月頃

	ンゴル、樺太・千島、 バングラデシュ、鹿 児島県西之表市喜志 鹿崎	
--	--	--

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程	
ロシア	ハバロフスク地方	5月下旬	～ 6月上旬
		6月中旬	～ 6月下旬
	沿海地方	9月中旬	～ 9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	6月中旬	～ 6月下旬

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程	
ロシア	ハバロフスク地方	7月下旬	～ 8月上旬
		8月下旬	～ 9月上旬
		8月下旬	～ 9月上旬
	イルクーツク州	7月下旬	～ 8月上旬

カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	8月下旬	～	9月上旬
--------	---------------------	------	---	------

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

- ロシア連邦政府等から名簿はあるが場所が不明な埋葬地について情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて進める。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成29年度までに資料を取得しているが、米国海軍設営隊資料館の保有する資料については、本年4月に機密指定が解除されることを踏まえ、外務省と協力し、資料の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。
具体的には、ミャンマー、パラオ諸島、トラック諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、フィリピン、インドネシア、マーシャル諸島、マリアナ諸島等において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。
具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年12月に開催された日・ウズベキスタン首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた御遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われるものについての現地調査を開始できるよう協議を開始したところ、引き続き、必要な調整を行う。

中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、関係者や有識者、関係省庁等と、基本的な考え方の再確認や、技術面・安全面等についての会合等を行い、令和2年夏までに今後の取組の考え方を整理する。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」から示される、日本人戦没者である可能性の確認方法等についての提言を踏まえ、早急に方針を策定し、具体的な鑑定体制の強化を図る。

7. その他

- 本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。